(二)　経済産業大臣は、(一)の第一種原産品誓約書の提出を受けたとき及び当該第一種原産品誓約書について審査を行い第一種特定原産地証明書を発給したときは、当該第一種原産品誓約書を発給申請者に交付した者（以下「第一種原産品誓約書交付者」という。）に対して通知を行う等の措置を定めることとした。（第四条第四項及び第五項関係）

(三)　(一)及び(二)のほか、第一種原産品誓約書交付者等に関する所要の措置を定めることとした。（第五条、第七条第二項、第二六条第二項、第二七条第二項及び第三〇条第一項関係）

3　第二種特定原産地証明書の作成をする者の認定等関係

(一)　政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品の輸出をしようとする者は、経済産業大臣の認定を受けて、第二種特定原産地証明書の作成をすることができることとするとともに、当該認定の基準及び認定を受けた輸出者（以下「認定輸出者」という。）の義務の創設等の措置を定めることとした。（第七条の二～第七条の七、第七条の九及び第七条の一一～第七条の一三関係）

(二)　認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成に係る物品の生産者でない場合において、当該認定輸出者に対して当該物品が特定原産品であることを誓約する書面の交付をした生産者等（以下「第二種原産品誓約書交付者」という。）に対して認定輸出者が行う通知について定めることとした。（第七条の八関係）

(三)　(一)及び(二)のほか、認定輸出者及び第二種原産品誓約書交付者に関する所要の措置を定めることとした。（第七条の一〇及び第三〇条関係）

4　3の認定の更新を受けようとする者が国に納める手数料について定めることとした。（第三二条第三項関係）

5　認定輸出者、第一種原産品誓約書交付者、第二種原産品誓約書交付者等に係る所要の罰則を定めることとした。（第三五条の二～第三七条の二関係）

6　この法律は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行するものとすることとした。

◇クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（法律第八五号）（経済産業省）

1　この法律は、クラスター弾に関する条約（以下「条約」という。）の適確な実施を確保するために必要な事項を定めることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義関係（第二条関係）

(一)　この法律において、「クラスター弾等」とは、クラスター弾、子弾及び小型爆弾をいうこととした。

(二)　この法律において、「クラスター弾」とは、複数の子弾を内蔵し、当該複数の子弾を散布するように設計された弾薬をいうこととした。

(三)　この法律において、「子弾」とは、人の殺傷又は物の破壊のために使用される弾薬であって、その重量が一〇キログラム未満のもの(四)において「小型弾薬」という。）のうち、専ら弾薬に内蔵されるように設計され、かつ、当該弾薬から散布された後に爆発するように設計されたものをいうこととした。

(四)　この法律において、「小型爆弾」とは、小型弾薬のうち、専ら航空機に取り付けられる容器に収納されるように設計され、かつ、当該容器から散布された後に爆発するように設計されたものをいうこととした。

3　何人も、クラスター弾等を製造してはならないこととした。（第三条関係）

4　何人も次のいずれかに該当する場合を除いては、クラスター弾等を所持してはならないこととした。（第四条関係）

(一)　5の許可を受けた者（以下「許可所持者」という。）が、その許可に係るクラスター弾等を所持するとき。

(二)　6の承認を受けた者（以下「承認輸入者」という。）が、その輸入したクラスター弾等を許可所持者に譲り渡すまでの間所持するとき。

(三)　7の(一)の規定によりクラスター弾等を廃棄等しなければならない者が、廃棄等するまでの間所持するとき。

(四)　運搬を委託された者が、その委託に係るクラスター弾等を当該運搬のために所持するとき（4の規定に違反してクラスター弾等を所持する者から運搬を委託された場合を除く。）。

(五)　(一)から(四)までに規定する者の従業者が、その職務上クラスター弾等を所持するとき。

5　クラスター弾等を所持しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととした。（第五条及び第六条関係）

6　クラスター弾等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとすることとし、その輸入の承認は、許可所持者からその許可に係るクラスター弾等の輸入の委託を受けた者がその委託に係るクラスター弾等を輸入する場合又は許可所持者自らがその許可に係るクラスター弾等を輸入する場合であって、条約の締約国である外国から輸入する場合でなければ、これを行わないこととした。（第一〇条関係）

7　廃棄等関係（第一一条関係）

(一)　その許可に係るクラスター弾等を所持することを要しなくなった許可所持者等は、遅滞なく、そのクラスター弾等を廃棄等しなければならないこととした。

(二)　(一)の規定によりクラスター弾等を廃棄等しなければならない者（以下「廃棄等義務者」という。）が、当該クラスター弾等を廃棄等したときは、廃棄等したクラスター弾等の型式等を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。

8　経済産業大臣は、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者に対し、その業務に関し報告させることができることとし、国際連合事務総長から要請があった場合にあっては、クラスター弾等を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告させることができることとした。（第一六条関係）

9　経済産業大臣は、その職員に、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者の事業所等に立ち入り、帳簿等を検査させることができることとした。（第一七条関係）

10　自衛隊が行う条約で認められた目的のためのクラスター弾等の所持は、経済産業大臣の承認を受けたものとみなすこととした。（第一八条関係）

11　製造の禁止違反等に対する罰則その他法律の施行に関して必要な規定を設けることとした。（第七条～第九条、第一二条～第一五条及び第二一条～第二七条関係）

12　この法律は、条約が我が国に対して効力を生じる日から施行することとした。

◇経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八四号）（経済産業省）

1　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める経済連携協定として、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定を定めることとした。（第一条関係）

2　法第二条第四項の政令で定める経済連携協定として、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定を定めることとした。（第二条関係）

3　法第三条第五項の政令で定める経済連携協定として、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定を定めることとした。（第三条関係）